

令和 2 年度 新旧対照表 差替ページ

各委員様よりいただいた提案及び指摘等に係る修正です。別添の新旧対照表について、差替えをお願いいたします。
 なお、両面印刷のため、修正対象ではないページも含まれています。

(○ : 主な修正内容へ記載)

	該当箇所	項目	発議	提案又は指摘事項
1	P54	第 2 編 第 1 章第 1 節 5(2)	建設水道部長	○字句修正 ……上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等… ⇒…… <u>上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス等</u> … (飯山市に該当しない工業用水道、石油ガスを削除)
2	P63	第 2 編 第 1 章第 5 節	中部電力パワーグリッド(株)飯山営業所	○時点修正 ・中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー飯山営業所 ⇒ <u>中部電力パワーグリッド株式会社飯山営業所</u>
3	P63	第 2 編 第 1 章第 5 節	総務部長	○第 7 編資料 4-36 の削除 (小水力発電所が完成していないため)
4	P68	第 2 編 第 1 章第 7 節 2(20)	北信地域振興局	○字句修正 ・また、……報告するものとし、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。 ⇒ <u>また、……報告するものとする。</u>
5	P98	第 2 編 第 1 章第 12 節 1(3)、(4)	東日本電信電話(株) 長野支店	○県地域防災計画の内容に合わせた修正
6	P100	第 2 編 第 1 章第 13 節 3(2)	北信保健福祉事務所	○修正後 高齢者用、乳幼児用、 <u>食物アレルギー</u> 等の食料品は、供給が困難になることが予想… (近年、食物アレルギーにおいて課題があるため)
7	P109	第 2 編 第 1 章第 19 節	建設水道部長	○以下の部分を削除 風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、……機能の確保を迅速に図る。 (第 2 編第 2 章第 24 節の同部分と内容が重複するため)
8	P109	第 2 編 第 1 章第 19 節	建設水道部長	○字句修正 …… <u>異常流入、処理場の冠水等</u> … ⇒ <u>異常流入、下水道施設の冠水等</u> …

		1		<p>浸透対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による整備も行う。⇒ <u>浸水対策を進めるにあたり、対象となる下水道施設の耐水化計画を策定し、応急対策としての土のう等の整備を行うとともに、恒久対策による施設のハード整備を図るものとする。</u></p> <p>(記載内容の精査)</p>
9	P136	第2編 第1章第29節 1(1)	北信地域振興局	<p>○字句修正</p> <p>・防災重点ため池 ⇒ <u>防災重点農業用ため池</u></p>
10	P136	第2編 第1章第29節 2	北信地域振興局	<p>○字句修正</p> <p>・緒言 ⇒ <u>諸元</u></p>
11	P136	第2編 第1章第29節 2(5)	北信地域振興局	<p>○緊急時の点検について追加</p> <p>・大雨特別警報時のため池緊急点検等要領に基づく点検について、ため池管理者とともに実施する。</p>
12	P142	第2編 第1章第32節	総務部長	<p>○水防訓練の内容を修正</p> <p>(実態に即した訓練内容とするため)</p>
13	P266	第2編 第2章第1節	中部電力パワーグリッド(株)飯山営業所	<p>○時点修正</p> <p>・中部電力株式会社(長野支店) ⇒ <u>中部電力パワーグリッド株式会社(長野支社)</u></p>
14	P308	第2編 第2章第2節 (10)、(11)	北信保健福祉事務所	<p>○時点修正</p> <p>・(10)県保健・疾病対策課 ⇒ <u>県感染症対策課</u></p> <p>・(11)県保健・疾病対策課 ⇒ <u>県医療政策課</u></p>
15	P320	第2編 第2章第3節	建設水道部長	<p>○まちづくり課、上下水道課へ「内水排除対策」を追加</p> <p>(両課ともポンプ場を有しているため)</p>
16	P329	第2編 第2章第5節 2(5)才	北信保健福祉事務所	<p>○時点修正</p> <p>・長野厚生連佐久総合病院 ⇒ <u>長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター</u></p> <p>・(医療推進課) ⇒ <u>(医療政策課)</u></p>
17	P384	第2編 第2章第15節	建設水道部長	<p>○時点修正</p> <p>・飲料水は、上水道又は簡易水道等… ⇒ <u>飲料水は、上水道等…</u></p>

		1(1)		(簡易水道の統合を図ったことによる時点修正)
18	P397	第2編 第2章第22節 2	中部電力パワーグリッド(株)飯山営業所	○時点修正 ・中部電力(株) ⇒ <u>中部電力パワーグリッド株式会社</u>
19	P398	第2編 第2章第23節 1、2	建設水道部長	○長野県水道協議会へ応援職員及び応急復旧資機材の要請を追加 (実災害を想定した内容へ修正)
20	P400	第2編 第2章第24節	建設水道部長	○字句修正 また、風水害による被害が発生した場合、定めた下水道BCPに基づき、… ⇒ また、風水害による被害が発生した場合、 <u>下水道事業業務継続計画(以下「下水道BCP」)</u> …
21	P401	第2編 第2章第24節 5	建設水道部長	○5 広報活動を追加 (第2編第2章第23節と同じく、実災害を想定した内容)
22	P402	第2編 第2章第25節 2	東日本電信電話(株) 長野支店	○字句修正 ・電信電話施設 ⇒ <u>電気通信施設</u>
23	P509	第2編 第3章第5節 8	建設水道部長 民生部長	○上下水道料金の減免等の追加 (令和元年台風第19号災害時の対応に基づく修正)
24	P602	第3編 第1章第1節 2(3)ア	建設水道部長	○字句修正 …上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等… ⇒ … <u>上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス等</u> … (飯山市に該当しない工業用水道、石油ガスを削除)
25	P602	第3編 第1章第1節 2(4)ウ	建設水道部長	○字句修正 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。 ⇒ <u>大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ(公表済)に基づ</u>

				き、スクリーニング調査を実施するとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、宅地の耐震化を図る。 (飯山市の現状に即した内容とするため)
26	P607	第3編 第1章第13節	建設水道部長	○字句修正 ・整備促進等 ⇒ <u>整備等</u>
27	P609	第3編 第1章第18節	建設水道部長	○字句修正 (記載内容の精査)
28	P613	第3編 第1章第27節 1	北信地域振興局	○字句修正 ・防災重点ため池 ⇒ <u>防災重点農業用ため池</u>
29	P613	第3編 第1章第27節 2(2)	北信地域振興局	○字句修正 ・緒言 ⇒ <u>諸元</u>
30	P613	第3編 第1章第27節 2(4)	北信地域振興局	○地震後の点検について追加 ・地震後の農業用ため池緊急点検等要領に基づく点検について、ため池管理者とともに実施する。
31	P709	第3編 第2章第14節	建設水道部長	○県地域防災計画の内容に合わせた修正 ・・・給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害・・・ ⇒・・・給水活動が困難となる場合には、 <u>長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等</u> ・・・
32	P712	第3編 第2章第23節	建設水道部長	○字句修正 (記載内容の精査)
33	P734	第3編 第2章第33節 1(2)	北信地域振興局	○時点修正 ・農業改良普及センター ⇒ <u>農業農村支援センター</u>

新	旧
<p>(3) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>(4) 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(5) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。</p> <p>5 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。</p> <p>(2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の</u>風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(3) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>6 災害応急対策等への備え</p> <p>(1) 風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>(5) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p>	<p>(3) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。</p> <p>(4) 強風による落下物の防止対策を図る。</p> <p>(5) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。</p> <p>5 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>(1) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。</p> <p>(2) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道等の施設</u>の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。</p> <p>(3) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>6 災害応急対策等への備え</p> <p>(1) 風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>(2) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p> <p>(3) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。</p> <p>(4) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策が行えるように努める。</p> <p>(5) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。</p>

新	旧
<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。</p> <p>1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。</p> <p>2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 (6) <u>洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。</u> (7) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>3 災害未然防止活動 (1) 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 ア 所管施設の緊急点検体制の整備 イ 応急復旧体制の整備 ウ 防災用資機材の備蓄 エ 水防活動体制の整備</p>	<p>第2節 災害発生直前対策</p> <p>風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。</p> <p>1 市民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。</p> <p>2 避難誘導体制の整備 (1) 風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。 (本章第11節「避難の受入れ活動計画」参照) (2) 指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする (3) 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。 (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。 (5) 避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</p> <p>3 災害未然防止活動 災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。 →所管施設の緊急点検体制の整備 →応急復旧体制の整備 →防災用資機材の備蓄 →水防活動体制の整備</p>

新			旧		
災害時における応急対策業務に関する基本協定	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカ ー協会飯山支部	第7編資料4-12	災害時における応急対策業務に関する基本協定	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカ ー協会飯山支部	第7編資料4-12
災害時における応急対策業務の実施に関する細目協 定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカ ー協会飯山支部	第7編資料4-13	災害時における応急対策業務の実施に関する細目協 定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカ ー協会飯山支部	第7編資料4-13
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水 支部	第7編資料4-14	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水 支部	第7編資料4-14
災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局	第7編資料4-15	災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局 北陸地方整備局	第7編資料4-15
災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電 気保安協会長野支店	第7編資料4-16	災害時における電気の保安に関する協定書	一般財団法人中部電 気保安協会長野支店	第7編資料4-16
災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	第7編資料4-17	災害時における生活物資の供給協力に関する協定書	(株)カインズ	第7編資料4-17
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	第7編資料4-18	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	第7編資料4-18
災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野LP協会高水支 部 一般社団法人長野県 LPガス協会	第7編資料4-19	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野LP協会高水支 部 一般社団法人長野県 LPガス協会	第7編資料4-19
災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人飯水医 師会	第7編資料4-20	災害時における医療救護活動に関する協定書	一般社団法人飯水医 師会	第7編資料4-20
災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	飯水歯科医師会	第7編資料4-22	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	飯水歯科医師会	第7編資料4-22
災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する 協定書	北信薬剤師会	第7編資料4-24	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する 協定書	北信薬剤師会	第7編資料4-24
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	第7編資料4-26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	第7編資料4-26
災害時における緊急的な調査等に関する協定書	北信測量設計事業協 同組合	第7編資料4-27	災害時における緊急的な調査等に関する協定書	北信測量設計事業協 同組合	第7編資料4-27
災害時における消防用水の確保に関する協定書	北信生コン協同組合	第7編資料4-28	災害時における消防用水の確保に関する協定書	北信生コン協同組合	第7編資料4-28
消防活動の協力に関する協定書	長野県建設業協会飯 山支部	第7編資料4-29	消防活動の協力に関する協定書	長野県建設業協会飯 山支部	第7編資料4-29
災害時における土地建物等の使用に関する協定書	中部電力 パワーグリ ッド株式会社 飯山管	第7編資料4-30	災害時における土地建物等の使用に関する協定書	中部電力株式会社 電 力ネットワークカン	第7編資料4-30

新			旧		
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定	業所 日本ケーブルテレビ 連盟信越支部信越支 部	第7編資料4 - 31		パニー 飯山営業所	
災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人 日本 建設機械レンタル協 会 長野支部	第7編資料4 - 32	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定	日本ケーブルテレビ 連盟信越支部信越支 部	第7編資料4 - 31
災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書	<u>中部電力パワーグリ ッド株式会社飯山営 業所</u>	第7編資料4 - 33	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人 日本 建設機械レンタル協 会 長野支部	第7編資料4 - 32
コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る協定書	株式会社セブン イ レブン・ジャパン	第7編資料4 - 34	災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書	<u>中部電力株式会社電 力ネットワークカン パニー飯山営業所</u>	第7編資料4 - 33
飯山市コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る覚書	株式会社 ローソン	第7編資料4 - 35	コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る協定書	株式会社セブン イ レブン・ジャパン	第7編資料4 - 34
<u>災害時における資機材のレンタルに関する協定</u>	<u>株式会社 ダイワテ ック</u>	<u>第7編資料4 - 36</u>	飯山市コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る覚書	株式会社 ローソン	第7編資料4 - 35
<u>災害時における飲料水等の優先供給に関する協定</u>	<u>株式会社ワールドエ コ</u>	<u>第7編資料4 - 37</u>			
<u>災害時における物資供給に関する協定書</u>	<u>NPO法人 コメリ 災害対策センター</u>	<u>第7編資料4 - 38</u>			
<u>災害時における相互協力に関する協定書</u>	<u>東日本電信電話株式 会社</u>	<u>第7編資料4 - 39</u>			

新	旧
<p>(8) 内水排除における排水ポンプ及び排水ポンプ自動車の手配・稼働等に係る連絡体制の整備</p> <p>(9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結</p> <p>(10) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成</p> <p>(11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>(12) 浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>(13) (11) (12) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。</p> <p>(14) 水防機関の整備</p> <p>(15) 水防計画の策定</p> <p>(16) 水防協議会の設置</p> <p>(17) 水防訓練の実施（年1回以上） ア 水防技能の習熟 イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ 発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練</p> <p>(18) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。</p> <p>(19) <u>浸水想定区域内に位置し、</u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、<u>避難誘導等の訓練を実施するものとする。</u></p> <p>(20) <u>浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、</u>市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。</u></p>	<p>(8) 内水排除における排水ポンプ及び排水ポンプ自動車の手配・稼働等に係る連絡体制の整備</p> <p>(9) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結</p> <p>(10) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成</p> <p>(11) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>(12) 浸水想定区域内にある大規模工場棟で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。</p> <p>(13) (11) (12) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。</p> <p>(14) 水防機関の整備</p> <p>(15) 水防計画の策定</p> <p>(16) 水防協議会の設置</p> <p>(17) 水防訓練の実施（年1回以上） ア 水防技能の習熟 イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発 ウ 発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練</p> <p>(18) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。</p> <p>(19) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、<u>避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(20) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、<u>自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</u></p>

新	旧
<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。</p> <p>(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>市が定める事項は、以下を必須とする。</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。</p> <p>避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・飯山市社会福祉協議会 ・その他、市長が必要と認めた支援者等 <p>イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</p> <p>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。</p> <p>生活の基盤が自宅にある方で以下の～のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。</p> <p>要介護3以上の者</p> <p>身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く）</p> <p>療育手帳Aを所持する者</p> <p>精神障害保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>特定医療費（指定難病）受給者</p> <p>ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p>	<p>第8節 要配慮者支援計画</p> <p>近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について施策を講じる。</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1) 要配慮者支援計画の作成</p> <p>市は、地域における被害特性等を踏まえ、地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。</p> <p>(2) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成</p> <p>市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。</p> <p>市が定める事項は、以下を必須とする。</p> <p>ア 避難支援等関係者となる者</p> <p>市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りではない。</p> <p>避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織（区長） ・飯山警察署 ・岳北消防本部 ・民生委員・児童委員（地区会長） ・その他、市長が必要と認めた支援者等 <p>イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲</p> <p>避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件とする。</p> <p>生活の基盤が自宅にある方で以下の～のいずれかに該当し、かつ、同居する世帯員が65歳以上のみの世帯の者とする。</p> <p>要介護3以上の者</p> <p>身体障害者手帳1・2級の者及び視覚又は聴覚障害による身体障害者手帳3～6級の者（心臓・腎臓機能の障害のみで該当する者は除く）</p> <p>療育手帳Aを所持する者</p> <p>精神障害保健福祉手帳1級を所持する者</p> <p>特定医療費（指定難病）受給者の内、避難行動要支援者として対象とする重症患者</p> <p>ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</p>

新	旧

新	旧
<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。</p> <p>(2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。</p> <p>(3) <u>孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。</u></p> <p>(4) <u>東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。</u></p> <p>2 災害に強い道路網の整備</p> <p>急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。</p> <p>(1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。</p> <p>(2) 迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。</p> <p>(2) 平素の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。</p> <p>(3) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>大規模災害時には、特に孤立地域では、消火・救助機関の到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p> <p>したがって、市内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。</p> <p>(1) 全地区における組織結成を推進する。</p> <p>(2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。</p> <p>(3) 活動用資機材の整備充実に努める。</p> <p>(4) 孤立が予想される地域の住民に対し、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発を行う。</p> <p>5 避難所の確保</p> <p>孤立が予想される地域ごとに最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害によ</p>	<p>第12節 孤立防止対策</p> <p>市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。</p> <p>(2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。</p> <p>(3) ＮＴＴ孤立防止無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。</p> <p>(4) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。</p> <p>2 災害に強い道路網の整備</p> <p>急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。</p> <p>(1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。</p> <p>(2) 迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。</p> <p>3 孤立予想地域の実態把握</p> <p>(1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。</p> <p>(2) 平素の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。</p> <p>(3) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>大規模災害時には、特に孤立地域では、消火・救助機関の到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p> <p>したがって、市内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。</p> <p>(1) 全地区における組織結成を推進する。</p> <p>(2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。</p> <p>(3) 活動用資機材の整備充実に努める。</p> <p>(4) 孤立が予想される地域の住民に対し、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発を行う。</p> <p>5 避難所の確保</p> <p>孤立が予想される地域ごとに最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害によ</p>

新	旧
<p>る被害を受けまいよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。 そのため、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新を促す。</p> <p>6 備蓄</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民に対し、平素から食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。</p> <p>(2) 観光・宿泊施設等の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。</p>	<p>る被害を受けまいよう、立地条件の検討や施設の更新にも配意する必要がある。 そのため、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新を促す。</p> <p>6 備蓄</p> <p>(1) 孤立が予想される地域の住民に対し、平素から食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。</p> <p>(2) 観光・宿泊施設等の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。</p>

新	旧
<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。</p> <p>(2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。</p> <p>(3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。</p> <p>(4) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。</p> <p>(5) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。</p> <p>(6) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。</p> <p>2 食料等の供給体制の整備</p> <p>(1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。</p> <p>(2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。</p> <p>(3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。</p> <p>(4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。</p> <p>(5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。</p> <p>3 市民等に対する指導・啓発</p> <p>市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。</p> <p>(1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 高齢者用、乳児用、<u>食物アレルギー</u>等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。</p>	<p>第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。</p> <p>市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 平成25・26年度に実施した地震被害想定結果や、外部からの支援が届く時期の想定、地域の実情等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域防災計画等で定める。</p> <p>(2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。</p> <p>(3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。</p> <p>(4) 県と市の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。</p> <p>(5) 市民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。</p> <p>(6) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。</p> <p>2 食料等の供給体制の整備</p> <p>(1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。</p> <p>(2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。</p> <p>(3) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。</p> <p>(4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。</p> <p>(5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。</p> <p>3 市民等に対する指導・啓発</p> <p>市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。</p> <p>(1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。</p>

新	旧
<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>下水道（汚水、雨水）農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。</p> <p>1 下水道等の風水害に対する安全性の確保 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、<u>下水道施設</u>の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。 <u>浸水対策を進めるにあたり、対象となる下水道施設の耐水化計画を策定し、応急対策としての土のう等の整備を行うとともに、恒久対策による施設のハード整備を図るものとする。</u></p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 (1) 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。 (2) 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p> <p>3 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。</p> <p>4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。</p> <p>5 処理場施設の系統の多重化 万一、下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。</p>	<p>第19節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>下水道（汚水、雨水）農業集落排水、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においても機能の確保を図る必要がある。</p> <p>風水害により施設に重大な被害が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、また、下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」）に基づき代替性の確保及び応急対策による機能の確保を迅速に図る。</p> <p>1 下水道等の風水害に対する安全性の確保 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、<u>処理場</u>の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備による浸水対策を進める必要がある。 <u>浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置づけるとともに、都市下水路による整備も行う。</u></p> <p>2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立 (1) 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。 (2) 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との間で広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。なお、被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p> <p>3 緊急用・復旧用資機材の計画的な確保 被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道施設等の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。</p> <p>4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実 風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。 また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。</p> <p>5 処理場施設の系統の多重化 万一、下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。</p>

新	旧
<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。</p> <p>1 市防災行政無線施設の整備充実</p> <p>(1) 保守点検及び整備 災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。 ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。 イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。</p> <p>(2) 設備の更新及び機能の向上 ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。 イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。 ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。</p> <p>(3) 無線従事者の確保 無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。</p> <p>2 県防災行政無線の活用 県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。</p> <p>(1) 回線統制 非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。</p> <p>(2) 一斉通報（音声又はFAX） 統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。</p> <p>3 電気通信施設災害予防 市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等との連携を図る。 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>4 道路埋設通信施設災害予防 架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整</p>	<p>第20節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信・放送施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。</p> <p>1 市防災行政無線施設の整備充実</p> <p>(1) 保守点検及び整備 災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。 ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。 イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。</p> <p>(2) 設備の更新及び機能の向上 ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。 イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。 ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。</p> <p>(3) 無線従事者の確保 無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。</p> <p>2 県防災行政無線の活用 県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。</p> <p>(1) 回線統制 非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。</p> <p>(2) 一斉通報（音声又はFAX） 統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。</p> <p>3 電気通信施設災害予防 市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるよう東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)等との連携を図る。 東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)は、通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。</p> <p>4 道路埋設通信施設災害予防 架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整の</p>

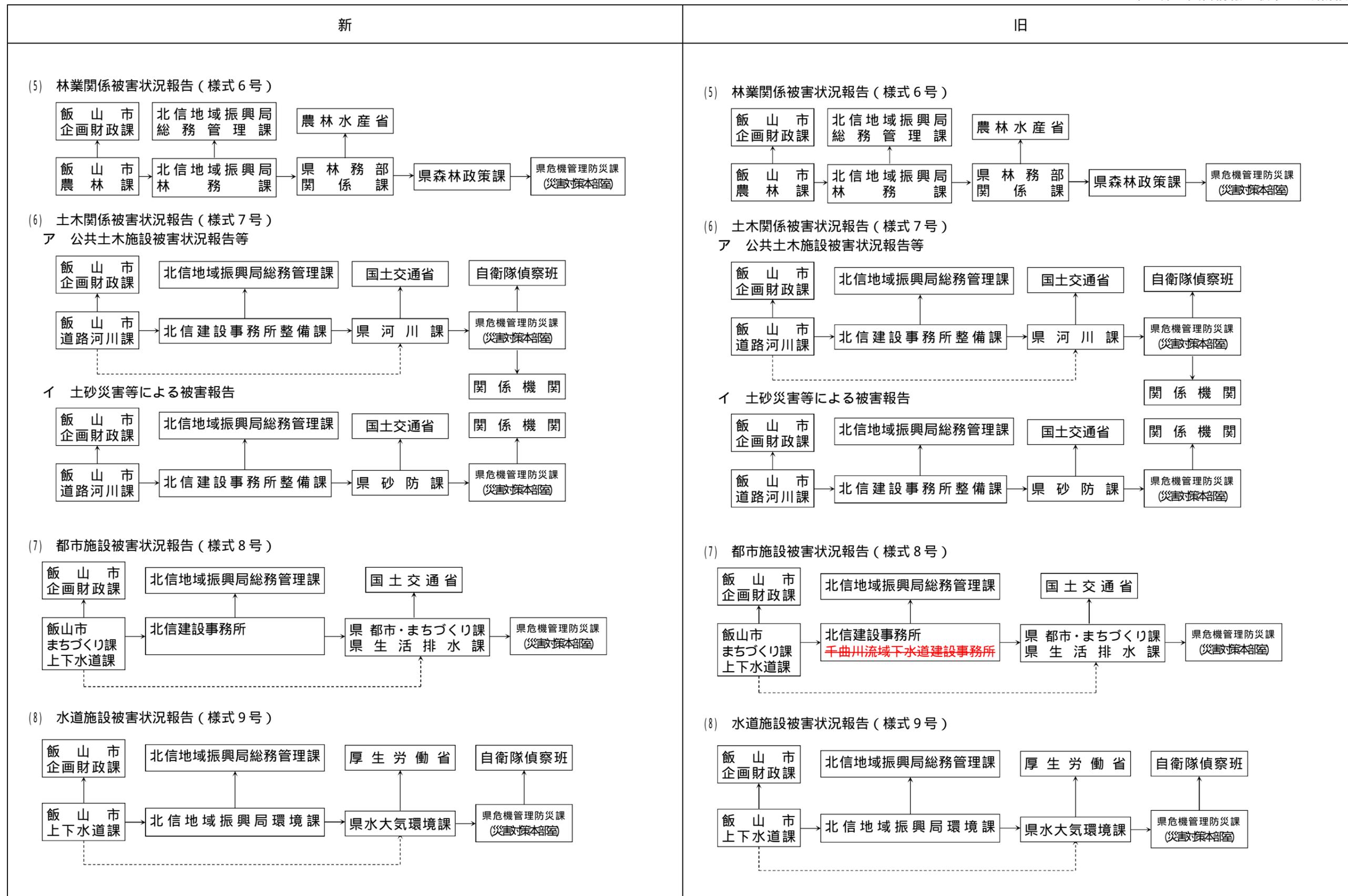
新	旧
<p><u>第29節 ため池災害予防</u></p> <p><u>下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益者の農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがあることから、適切な維持管理や補強を講じていく必要がある。</u></p> <p><u>1 主な取り組み</u></p> <p><u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して対策に取り組む。</u></p> <p><u>(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策</u></p> <p><u>ハザードマップの作成と公表により地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</u></p> <p><u>(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</u></p> <p><u>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。</u></p> <p><u>2 ため池災害予防計画</u></p> <p><u>(1) 諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。</u></p> <p><u>(2) ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。</u></p> <p><u>(3) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。</u></p> <p><u>(4) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 大雨特別警報時のため池緊急点検等要領に基づく点検について、ため池管理者とともに実施する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

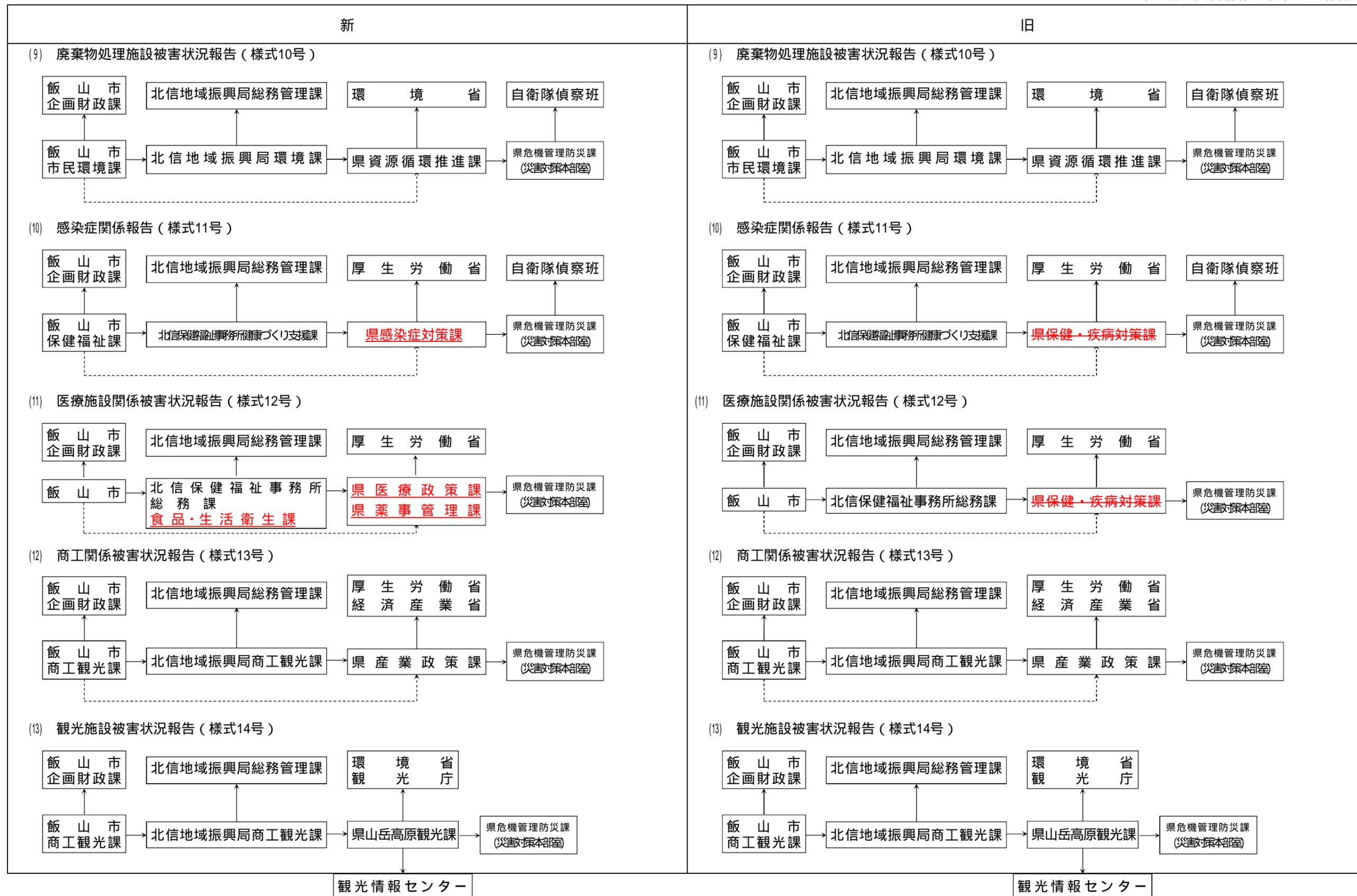
新	旧
<p>第30節 二次災害の予防計画</p> <p>災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関との平常時からの体制の整備が不可欠である。</p> <p>また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>1 構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。</p> <p>(2) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。</p> <p>(3) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。</p> <p>2 危険物施設に対する二次災害予防対策</p> <p>岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。</p> <p>(1) 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施</p> <p>(2) 立入検査の実施等指導の強化</p> <p>(3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導</p> <p>(4) 自衛消防組織の強化についての指導</p> <p>(5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導</p> <p>3 倒木の流出対策</p> <p>豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、市民への周知、警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>(1) 橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。</p> <p>(2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておく</p>	<p>第29節 二次災害の予防計画</p> <p>災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関との平常時からの体制の整備が不可欠である。</p> <p>また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。</p> <p>1 構造物に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。</p> <p>(2) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。</p> <p>(3) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。</p> <p>2 危険物施設に対する二次災害予防対策</p> <p>岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。</p> <p>(1) 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施</p> <p>(2) 立入検査の実施等指導の強化</p> <p>(3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導</p> <p>(4) 自衛消防組織の強化についての指導</p> <p>(5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導</p> <p>3 倒木の流出対策</p> <p>豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、市民への周知、警戒避難体制の整備に努める。</p> <p>(1) 橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。</p> <p>(2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ把握しておく</p>

新	旧
<p>第32節 防災訓練計画</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年1回実施する。 ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、地震及び(2)のA～Kの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 特に、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> <p>(2) その他の訓練 ア 水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 (ア) 水防団(消防団)による水防工法の訓練 (イ) 関係機関と連携した樋門、及び排水ポンプ車の操作訓練 (ウ) 防災行政無線及びメールシステムなどを活用した住民及び関係機関等への情報伝達訓練 (エ) 関係機関への連絡、要請内容の確認等</p> <p>イ 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 (ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 (イ) 消防団幹部による図上想定訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練 (エ) 市民による初期消火訓練</p> <p>ウ 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 (ア) 医療救護・人命救助訓練 (イ) 炊き出し訓練 (ウ) 給水訓練</p> <p>エ 通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練</p>	<p>第31節 防災訓練計画</p> <p>災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 総合防災訓練 総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年1回実施する。 ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。 イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、(2)のA～Kの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。 特に、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</p> <p>(2) その他の訓練 ア 水防訓練 訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。 (ア) 北信建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。 (イ) 消防団による水防工法の実地訓練を行う。</p> <p>イ 消防訓練 消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。 (ア) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練 (イ) 消防団幹部による図上想定訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団との合同訓練 (エ) 市民による初期消火訓練</p> <p>ウ 災害救助訓練 救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。 (ア) 医療救護・人命救助訓練 (イ) 炊き出し訓練 (ウ) 給水訓練</p> <p>エ 通信訓練 災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。 (ア) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練 (イ) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練 (ウ) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練</p>

新	旧
<p>(I) 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練</p> <p>オ 避難訓練 災害時における避難指示(緊急) 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。</p> <p>カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。</p> <p>キ 情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。 (ア) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練 (イ) 市民等への情報伝達、避難誘導訓練 (ウ) アマチュア無線局との情報伝達訓練</p> <p>ク 広域防災訓練 広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。</p> <p>ケ 複合災害を想定した訓練の実施 地域特性に応じた複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価 訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施 ア 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定(地震の場合は規模を含む。)を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、<u>NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>(2) 訓練の事後評価 ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。</p>	<p>(I) 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練</p> <p>オ 避難訓練 災害時における避難指示(緊急) 避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。</p> <p>カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。</p> <p>キ 情報収集及び伝達訓練 災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。 (ア) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練 (イ) 市民等への情報伝達、避難誘導訓練 (ウ) アマチュア無線局との情報伝達訓練</p> <p>ク 広域防災訓練 広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。</p> <p>ケ 複合災害を想定した訓練の実施 地域特性に応じた複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。</p> <p>2 実践的な訓練の実施と事後評価 訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。</p> <p>(1) 実践的な訓練の実施 ア 訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定(地震の場合は規模を含む。)を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救助活動等の連携強化に留意する。 また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。</p> <p>イ 学校、自主防災組織、民間企業、<u>ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。</u></p> <p>ウ 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。</p> <p>(2) 訓練の事後評価 ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。 イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。</p>

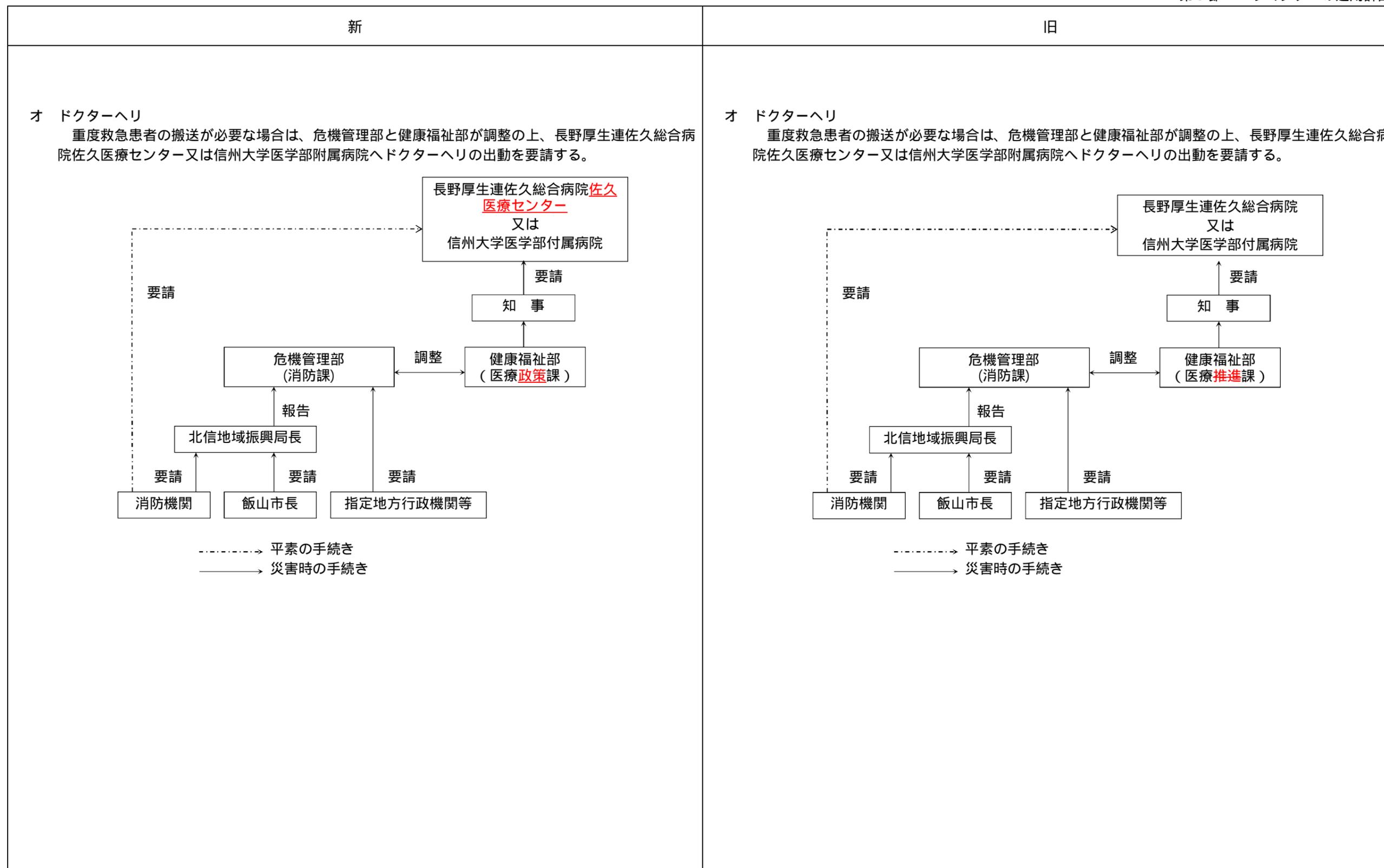
新	旧





新			旧		
		5 感染症対策 6 福祉避難所運営支援 7 救急・救護所の開設、運営等 8 避難所運営支援 9 救援物資対策 10 被災者の健康調査及び応急診療 11 災害援護資金、生活福祉資金、被災者生活再建支援金、見舞金、義援金等 12 赤十字奉仕団その他社会福祉団体との連絡調整 13 災害時要配慮者対策 14 食糧の炊出し対策 15 遺体の収容対策			5 医療施設の被害調査 6 感染症対策 7 福祉避難所運営支援 8 救急・救護所の開設、運営等 9 避難所運営支援 10 救援物資対策 11 被災者の健康調査及び応急診療 12 災害援護資金、生活福祉資金、被災者生活再建支援金、見舞金、義援金等 13 赤十字奉仕団その他社会福祉団体との連絡調整 14 災害時要配慮者対策 15 食糧の炊出し対策 16 遺体の収容対策
経済対策部 (経済部長)	農林班 (農林課長)	1 災害対策本部応急対策支援 2 農畜林産物の被害調査及び応急対策 3 農地、農道、農業用施設、林地、林道及び林業施設の被害調査、応急対策及び仮復旧 4 湛水(たんすい)防除施設の管理 5 農業関係団体との連絡調整及び協力要請 6 被災農林業者の営農指導及び災害融資 7 地滑り・雪崩等の応急対策及び仮復旧 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制	経済対策部 (経済部長)	農林班 (農林課長)	1 災害対策本部応急対策支援 2 農畜林産物の被害調査及び応急対策 3 農地、農道、農業用施設、林地、林道及び林業施設の被害調査、応急対策及び仮復旧 4 湛水(たんすい)防除施設の管理 5 農業関係団体との連絡調整及び協力要請 6 被災農林業者の営農指導及び災害融資 7 地滑り・雪崩等の応急対策及び仮復旧 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	商工観光班 (商工観光課長) (雇用ビジネス推進課) (広域観光推進室)	1 災害対策本部応急対策支援 2 商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策 3 被災商工観光業者の災害融資 4 観光客の安全対策 5 食料及び生活必需品等の調達・運搬		商工観光班 (商工観光課長) (雇用ビジネス推進課) (広域観光推進室)	1 災害対策本部応急対策支援 2 商工・観光・労政関係施設の被害調査及び応急対策 3 被災商工観光業者の災害融資 4 観光客の安全対策 5 食料及び生活必需品等の調達・運搬

新			旧		
建設水道対策部 (建設水道部長)	道路河川班 (道路河川課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁、交通施設等の被害調査、応急対策及び仮復旧 2 災害応急用資機材の調達及び確保 3 交通路の確保及び交通規制 4 除雪対策 5 建設関係団体との連絡調整及び協力要請 6 水防・砂防及び地滑り・雪崩等の警戒・応急対策及び仮復旧 7 内水排除対策 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制 	建設水道対策部 (建設水道部長)	道路河川班 (道路河川課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋梁、交通施設等の被害調査、応急対策及び仮復旧 2 災害応急用資機材の調達及び確保 3 交通路の確保及び交通規制 4 除雪対策 5 建設関係団体との連絡調整及び協力要請 6 水防・砂防及び地滑り・雪崩等の警戒・応急対策及び仮復旧 7 浸水家屋等の調査及び内水排除対策 8 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
	まちづくり班 (まちづくり課長) (移住定住推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策及び仮復旧 2 仮設住宅の建設等及び応急的住宅対策 3 避難場所等の被災土地建物の危険度判定 4 内水排除対策 		まちづくり班 (まちづくり課長) (移住定住推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設、市営住宅の被害調査、応急対策及び仮復旧 2 仮設住宅の建設等及び応急的住宅対策 3 避難場所等の被災土地建物の危険度判定
	上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査、緊急措置及び仮復旧 2 配水施設の保安確保等 3 飲料水の供給確保及び広報活動 4 災害応急用資機材の調達及び確保 5 水道工事関連団体への協力要請 6 下水道施設の被害調査、緊急措置及び仮復旧 7 下水道の使用制限及び周知 8 下水道工事関連団体への協力要請 9 内水排除対策 10 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制 		上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査、緊急措置及び仮復旧 2 配水施設の保安確保等 3 飲料水の供給確保及び広報活動 4 災害応急用資機材の調達及び確保 5 水道工事関連団体への協力要請 6 下水道施設の被害調査、緊急措置及び仮復旧 7 下水道の使用制限及び周知 8 下水道工事関連団体への協力要請 9 し尿及び仮設トイレ対策 10 部内の調査報告、連絡調整及び応援体制
教育対策部 (教育部長)	子ども育成班 (子ども育成課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営 2 学校教育関係の被害調査及び応急対策 3 保育所等の被害調査及び応急対策 4 被害児童・生徒への教材、学用品等の支給 5 学校教育施設の仮復旧 	教育対策部 (教育部長)	子ども育成班 (子ども育成課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営 2 学校教育関係の被害調査及び応急対策 3 保育所等の被害調査及び応急対策 4 被害児童・生徒への教材、学用品等の支給 5 学校教育施設の仮復旧



新	旧																																																
<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。</p> <p>自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 派遣の要請</p> <p>ア 要請の要件</p> <p>(ア) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。</p> <p>(イ) 緊急性 差し迫った必要性があること。</p> <p>(ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</p> <p>イ 派遣要請の範囲 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、傷者等の搜索、救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）航空機、防火用具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去等</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等の搜索、救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）航空機、防火用具による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送	炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去	<p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は、自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p>また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。</p> <p>自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 派遣の要請</p> <p>ア 要請の要件</p> <p>(ア) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。</p> <p>(イ) 緊急性 差し迫った必要性があること。</p> <p>(ウ) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</p> <p>イ 派遣要請の範囲 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、傷者等の搜索、救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）航空機、防火用具による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対する炊飯及び給水</td> </tr> <tr> <td>救援物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去等</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等の搜索、救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）航空機、防火用具による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送	炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水	救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
項 目	内 容																																																
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助																																																
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等の搜索、救助																																																
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動																																																
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）航空機、防火用具による消防機関への協力																																																
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去																																																
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送																																																
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水																																																
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																																																
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																
項 目	内 容																																																
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助																																																
遭難者等の搜索救助	行方不明者、傷者等の搜索、救助																																																
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動																																																
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）航空機、防火用具による消防機関への協力																																																
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去																																																
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送																																																
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水																																																
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																																																
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去																																																

新	旧
<p>第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。 なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、<u>長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱</u>により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1) 飲料水は、<u>上水道等</u>の水源を使用する。 なお、これらが使用不能な場合は、河川水、プール水、井戸水等をろ過して使用することも考慮する。</p> <p>(2) 市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。</p> <p>(3) 市民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。</p> <p>2 給水用資機材の調達</p> <p>飯山市上水道で配備しておく応急給水用機器は、第7編資料13-3のとおりであるが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。 なお、小器材については市内等で調達する。</p> <p>3 飲料水の供給</p> <p>(1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p>(2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。</p> <p>(3) 給水用具の確保を行う。</p> <p>(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、1人1日3を供給する。</p> <p>(5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。</p> <p>(6) 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。</p> <p>(7) 復旧作業に当たり、市指定水道工事業者等との調整を行う。(第7編資料13-2参照)</p> <p>(8) 市民に対し、市防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。</p>	<p>第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。 なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、<u>長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱</u>により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>1 飲料水の調達</p> <p>(1) 飲料水は、<u>上水道又は各簡易水道等</u>の水源を使用する。 なお、これらが使用不能な場合は、河川水、プール水、井戸水等をろ過して使用することも考慮する。</p> <p>(2) 市のみで対応が困難な場合は、支援要請を行う。</p> <p>(3) 市民に対し、ポリタンク等給水用具の確保を行うよう呼びかける。</p> <p>2 給水用資機材の調達</p> <p>飯山市上水道で配備しておく応急給水用機器は、第7編資料13-3のとおりであるが、資材に不足を生じたときは、県、県水道協議会及び近隣市町村に要請する。 なお、小器材については市内等で調達する。</p> <p>3 飲料水の供給</p> <p>(1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。</p> <p>(2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。</p> <p>(3) 給水用具の確保を行う。</p> <p>(4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、給水かん、パック詰め飲料水等により、1人1日3を供給する。</p> <p>(5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。</p> <p>(6) 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。</p> <p>(7) 復旧作業に当たり、市指定水道工事業者等との調整を行う。(第7編資料13-2参照)</p> <p>(8) 市民に対し、市防災行政無線、広報車等により、飲料水の供給に関する広報活動を行う。</p>

新	旧
<p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>1 生活必需品の調達</p> <p>(1) 市における調達 市の備蓄物資及び流通在庫等により、調達する。</p> <p>(2) 応援要請による調達 災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び市のみの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。</p> <p>ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第7編資料4 - 6参照）</p> <p>イ 市内生活物資販売業者及びながの農業協同組合に対する要請</p> <p>ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第7編資料4 - 7参照）</p> <p>エ 「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」に基づく㈱カインズに対する要請（第7編資料4 - 17参照）</p> <p>オ 「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」に基づくNPO法人 コメリ災害対策センターに対する要請（第7編資料4 - 38参照）</p> <p>カ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第7編資料4 - 2参照）</p> <p>キ 北信地域振興局長経由での県に対する要請</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1) 給付の基準</p> <p>ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。</p> <p>(ア) 住家が滅失したもの</p> <p>(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの</p> <p>(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>イ その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 給付品目等 生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要なものを選定して支給する。</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、NPO・ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。</p> <p>イ 被災者のニーズを把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況に応じて迅速かつ的確に、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。</p>	<p>第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>災害により住家が流失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>1 生活必需品の調達</p> <p>(1) 市における調達 市の備蓄物資及び流通在庫等により、調達する。</p> <p>(2) 応援要請による調達 災害により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び市のみの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。</p> <p>ア 「災害時における応急生活物資調達に関する協定」に基づく飯山商工会議所に対する要請（第7編資料4 - 6参照）</p> <p>イ 市内生活物資販売業者及びながの農業協同組合に対する要請</p> <p>ウ 「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づく生活協同組合コープながのに対する要請（第7編資料4 - 7参照）</p> <p>エ 「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」に基づく㈱カインズに対する要請（第7編資料4 - 参照）</p> <p>オ 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく長野県内市町村に対する要請（第7編資料4 - 2参照）</p> <p>カ 北信地域振興局長経由での県に対する要請</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(1) 給付の基準</p> <p>ア 災害の規模、被害の状況等が災害救助法の基準に準ずるとき。</p> <p>(ア) 住家が滅失したもの</p> <p>(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの</p> <p>(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>イ その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>(2) 給付品目等 生活必需品の各種目については、それぞれの被害状況に応じ、現に必要なものを選定して支給する。</p> <p>(3) 物資の保管、仕分け及び配給</p> <p>ア 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区、ボランティア及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。</p> <p>イ 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に対して優先的に行う等、十分に配慮する。</p>

新	旧
<p>第22節 電気施設応急活動</p> <p>電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 早期復旧による迅速な供給再開 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。</p> <p>1 応急復旧体制の確立 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。</p> <p>2 迅速な応急復旧活動 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。 市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力パワーグリッド株式会社の行う応急復旧活動に協力する。(第7編資料4 - 33参照) 市は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき(一財)中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。(第7編資料4 - 16参照)</p> <p>3 二次災害防止及び節電 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。 <u>また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。</u> このため、市は、県及び電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。</p>	<p>第22節 電気施設応急活動</p> <p>電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、 早期復旧による迅速な供給再開 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止 を重点に応急対策を推進するものとする。</p> <p>1 応急復旧体制の確立 被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。</p> <p>2 迅速な応急復旧活動 復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。 市は、「災害時等における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書」に基づき、中部電力(株)の行う応急復旧活動に協力する。(第7編資料4 - 33参照) 市は、「災害時における電気の保安に関する協定書」に基づき(一財)中部電気保安協会長野支店に対し支援を要請する。(第7編資料4 - 16参照)</p> <p>3 二次災害防止 停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。</p> <p>このため、市は電力会社からの要請に基づき、防災無線等により、市民に対する広報活動を行う。</p>

新	旧
<p>第23節 上水道施設応急活動</p> <p>大規模災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。</p> <p>また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。</p> <p>1 応急対策要員の確保 災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。 なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求める他、<u>長野県水道協議会へ応援職員の派遣を要請する。</u></p> <p>2 応急復旧用資機材の確保 応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。 なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する他、<u>長野県水道協議会へ応急復旧資機材の供出を要請する。</u></p> <p>3 応急復旧活動 市は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て上水道施設の応急復旧活動を実施する。</p> <p>(1) 被害状況に基づき、応急活動内容を決定する。</p> <p>(2) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。</p> <p>(3) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう市民に周知する。</p> <p>(4) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。</p> <p>(5) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。</p> <p>(6) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。</p> <p>(7) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、市民への周知を徹底する。</p> <p>(8) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。</p> <p>(9) 応急復旧で掘削工事を伴う場合は、他の埋設物設置者と情報交換を行い、工事現場での混乱が生じないように十分に調整する。</p> <p>4 広報活動 発災後は、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み</p> <p>(2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み</p>	<p>第23節 上水道施設応急活動</p> <p>大規模災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。</p> <p>また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。</p> <p>1 応急対策要員の確保 災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、部内における要員の調整をする。 なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求め<u>て確保する。</u></p> <p>2 応急復旧用資機材の確保 応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。 なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する<u>。</u></p> <p>3 応急復旧活動 市は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て上水道施設の応急復旧活動を実施する。</p> <p>(1) 被害状況に基づき、応急活動内容を決定する。</p> <p>(2) 災害発生に際しては、施設の防護に全力を挙げ、被災の範囲をできるだけ少なくする。</p> <p>(3) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう市民に周知する。</p> <p>(4) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。</p> <p>(5) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。</p> <p>(6) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。</p> <p>(7) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力を挙げるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、市民への周知を徹底する。</p> <p>(8) 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。</p> <p>(9) 応急復旧で掘削工事を伴う場合は、他の埋設物設置者と情報交換を行い、工事現場での混乱が生じないように十分に調整する。</p> <p>4 広報活動 発災後は、市民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み</p> <p>(2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み</p> <p>(3) 水質についての注意事項</p>

新	旧
(3) 水質についての注意事項	

新	旧
<p>第24節 下水道施設等応急活動</p> <p>市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。</p> <p>また、風水害による被害が発生した場合、<u>下水道事業業務継続計画（以下「下水道BCP」）に基づき</u>、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>1 情報の収集、被害規模の把握</p> <p>(1) 市は、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、早期に被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>GISの活用等による</u>情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 応急対策の実施体制</p> <p>(1) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。</p> <p>(2) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p> <p>(3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(1) 管渠 ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。 イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 処理場等 ア 停電により、ポンプ場及び処理場等の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。 イ 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。 ウ 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 仮設トイレの確保 上水道施設及び下水道施設等の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。</p> <p>(4) 農業集落排水施設 農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。</p> <p>(5) 他の地方公共団体への応援要請 被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p>	<p>第24節 下水道施設等応急活動</p> <p>市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。</p> <p>また、風水害による被害が発生した場合、定めた下水道BCPに基づき、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>1 情報の収集、被害規模の把握</p> <p>(1) 市は、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、早期に被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</p> <p>2 応急対策の実施体制</p> <p>(1) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。</p> <p>(2) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p> <p>(3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘察して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>3 応急対策の実施</p> <p>(1) 管渠 ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復を図る。 イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。</p> <p>(2) 処理場等 ア 停電により、ポンプ場及び処理場等の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。 イ 処理場等への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。 ウ 処理場等での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。</p> <p>(3) 仮設トイレの確保 上水道施設及び下水道施設等の復旧までの間、トイレが使用できないため、各避難施設に仮設トイレを設置する。仮設トイレはリース業者より調達する。</p> <p>(4) 農業集落排水施設 農業集落排水事業担当職員は、下水道施設に準じた各種対策を講ずる。</p> <p>(5) 他の地方公共団体への応援要請 被害が甚大である場合は、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。</p>

新	旧
<p>3 被害箇所の応急復旧 市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。(第7編資料14 - 2 参照)</p> <p>4 資材等の調達 応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。</p> <p><u>5 広報活動</u> <u>発災後は、市民の混乱を防止するため、下水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。</u> <u>(1) 下水道施設の被害状況及び復旧見込み</u> <u>(2) 下水道の使用制限周知</u> <u>(3) 避難所仮設トイレ開設の情報共有・周知</u></p>	<p>3 被害箇所の応急復旧 市内下水道指定業者と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。(第7編資料14 - 2 参照)</p> <p>4 資材等の調達 応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、県に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。</p>

新	旧
<p>第25節 通信・放送施設応急活動</p> <p>災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。 関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。</p> <p>1 防災行政無線等通信施設の応急活動</p> <p>(1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。 (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。 (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。</p> <p>2 電気通信施設の応急活動</p> <p>市は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)と連携し、各社が実施する電気通信施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に災害時用公衆電話(特設公衆電話)が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板・web171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。</p>	<p>第25節 通信・放送施設応急活動</p> <p>災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。 関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。</p> <p>1 防災行政無線等通信施設の応急活動</p> <p>(1) 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。 (2) 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。 (3) 停電が発生した場合は、予備電源を確保して応急の対応を図り、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。 (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。 (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。</p> <p>2 電信電話施設の応急活動</p> <p>市は、東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)と連携し、各社が実施する電信電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」及びiモード災害用伝言板・web171等のシステム提供が実施された場合には、市民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。</p>

新	旧
<p>(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。</p> <p>(2) 災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>6 租税の徴収猶予及び減免 市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。</p> <p>7 医療費の一部負担金、保険税の減免等 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。</p> <p><u>8 上下水道料金の減免等</u> <u>市は、水道条例及び下水道条例に基づき、被災者の上下水道料金の減免等の措置を講ずる。</u></p> <p><u>9 罹災証明書の交付</u> 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 <u>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>10 被災者台帳の作成</u> 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p><u>11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築</u> (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。 (2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。 (3) 市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。 (4) 報道機関に対し、発表を行う。</p>	<p>(1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給 市は、条例に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた市民に災害障害見舞金の支給を行う。</p> <p>(2) 災害援護資金の貸付 市は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>6 租税の徴収猶予及び減免 市は、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の市税の納入期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。</p> <p>7 医療費の一部負担金、保険税の減免等 市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。</p> <p>8 罹災証明書の交付 被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>9 被災者台帳の作成 災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者の台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p>10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築 (1) 市長は、必要に応じ、市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。 (2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。 (3) 市民に対し、掲示板、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。 (4) 報道機関に対し、発表を行う。</p>

新	旧

新	旧
<p>エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。</p> <p>オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。</p> <p>ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保</p> <p>ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。</p> <p>イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。</p> <p><u>ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ（公表済）に基づき、スクリーニング調査を実施するとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表に努め、宅地の耐震化を図る。</u></p> <p>(5) 危険物施設等の安全確保</p> <p>危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>イ 指定緊急避難所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>ウ 県、市との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p><u>また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>	<p>エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。</p> <p>オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</p> <p>(3) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、<u>上下水道、廃棄物処理施設等の耐震性の確保を図る</u>とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。</p> <p>特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。</p> <p>イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。</p> <p>ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。</p> <p>(4) 地質、地盤の安全確保</p> <p>ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。</p> <p>イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。</p> <p>(5) 危険物施設等の安全確保</p> <p>危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。</p> <p>(6) 災害応急対策等への備え</p> <p>ア 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び市民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。</p> <p>イ 指定緊急避難所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。</p> <p>ウ 県、市との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。</p> <p>エ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。</p>

新	旧

新	旧
<p>期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」のとおりとする。</p> <p>第9節 障害物の処理計画</p> <p>地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第10節「障害物の処理計画」のとおりとする。</p> <p>第10節 避難の受入れ活動計画</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難の受入れ活動計画」のとおりとする。</p>	<p>期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」のとおりとする。</p> <p>第9節 障害物の処理計画</p> <p>地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第10節「障害物の処理計画」のとおりとする。</p> <p>第10節 避難の受入れ活動計画</p> <p>大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難の受入れ活動計画」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第11節 孤立防止対策</p> <p>市は、地震災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。 具体的な計画については、第2編第1章第12節「孤立防止対策」のとおりとする。</p> <p>第12節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>大規模な地震災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 具体的な計画については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」のとおりとする。</p> <p>第13節 給水計画</p> <p>水道施設の地震災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び濾過器の整備等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。 また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。 具体的な計画については、第2編第1章第14節「給水計画」のとおりとする。</p> <p>第14節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>地震災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。 このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、震災時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。 また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。 具体的な計画については、第2編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」のとおりとする。</p>	<p>第11節 孤立防止対策</p> <p>市は、地震災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。 具体的な計画については、第2編第1章第12節「孤立防止対策」のとおりとする。</p> <p>第12節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>大規模な地震災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、市民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から概ね3日間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 市は、この間防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 具体的な計画については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」のとおりとする。</p> <p>第13節 給水計画</p> <p>水道施設の地震災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び濾過器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。 また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。 具体的な計画については、第2編第1章第14節「給水計画」のとおりとする。</p> <p>第14節 生活必需品の備蓄・調達計画</p> <p>地震災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。 このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、震災時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。 また、防災拠点として、廃止された下水道処理施設等を防災支援センター、備蓄倉庫などとして利活用する。 具体的な計画については、第2編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第15節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>大規模地震等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第16節 電気施設災害予防計画</p> <p>電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、地震に強い電気供給システムの整備促進 地震時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき予防対策を推進するものとする。 具体的な計画については、第2編第1章第17節「電気施設災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第17節 上水道施設災害予防計画</p> <p>水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、アセットマネジメント計画策定により施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。 具体的な計画については、第2編第1章第18節「上水道施設災害予防計画」のとおりとする。</p>	<p>第15節 危険物施設等災害予防計画</p> <p>大規模地震等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第16節 電気施設災害予防計画</p> <p>電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、地震に強い電気供給システムの整備促進 地震時を想定した早期復旧体制の整備 を重点に、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき予防対策を推進するものとする。 具体的な計画については、第2編第1章第17節「電気施設災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第17節 上水道施設災害予防計画</p> <p>水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、アセットマネジメント計画策定により施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。 具体的な計画については、第2編第1章第18節「上水道施設災害予防計画」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第18節 下水道施設等災害予防計画</p> <p><u>下水道施設等は、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要があることから、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震機能を有した施設とする。</u></p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第19節「下水道施設災害予防計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、新耐震基準に基づき施設の耐震対策を講ずる。</p> <p>第19節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>地震災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第20節「通信・放送施設災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第20節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。</p> <p>また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第21節「鉄道施設災害予防計画」のとおりとする。</p>	<p>第18節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、市民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの=であり、=目たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震災害発生時においても、その機能の確保を図る必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。</p> <p>また、地震により施設に被害が生じた場合は、定めた下水道BCPに基づき復旧体制を確立し、円滑な復旧活動の実施により早期復旧を図る。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第19節「下水道施設災害予防計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、新耐震基準に基づき施設の耐震対策を講ずる。</p> <p>(1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。</p> <p>(2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。</p> <p>第19節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>地震災害時においては、通信・放送施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第20節「通信・放送施設災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第20節 鉄道施設災害予防計画</p> <p>鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。</p> <p>また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。</p> <p>具体的な計画については、第2編第1章第21節「鉄道施設災害予防計画」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性の確保を図るとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。 具体的な計画については、第2編第1章第26節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第26節 河川施設等災害予防計画</p> <p>河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることを想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。 具体的な計画については、第2編第1章第27節「河川施設等災害予防計画」のとおりとする。</p>	<p>び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性の確保を図るとともに、震災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。 具体的な計画については、第2編第1章第26節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。</p> <p>第26節 河川施設等災害予防計画</p> <p>河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることを想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。 具体的な計画については、第2編第1章第27節「河川施設等災害予防計画」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>市内にはおよそ70か所の農業用ため池があり、これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係者の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽の進んだものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがあるため、減災対策の推進に努める。</p> <p><u>1 主な取り組み</u></p> <p><u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して対策に取り組む。</u></p> <p>(1) <u>緊急時の迅速な避難行動につながる対策</u> <u>ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。</u></p> <p>(2) <u>施設機能の適切な維持・補強に向けた対策</u> <u>農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。</u></p> <p><u>2 ため池災害予防計画</u></p> <p>(1) <u>ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</u></p> <p>(2) <u>ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。</u></p> <p>(3) <u>ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。</u></p> <p>(4) <u>地震後の農業用ため池緊急点検等要領に基づく点検について、ため池管理者とともに実施する。</u></p> <p>第28節 農林水産物災害予防計画</p> <p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。</p> <p>そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設等の安全性の確保等を推進する。</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) <u>農業農村支援センター</u>及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防対策の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を推進し、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限度にするための安全対策を指導する。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。</p> <p>(2) 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において、<u>事業者が施設管理を適切に行うよう指導助言する。</u></p>	<p>第27節 ため池災害予防計画</p> <p>市内にはおよそ70か所の農業用ため池があり、これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係者の努力により維持され現在に至っているが、中には堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽の進んだものもある。大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがあるため、減災対策の推進に努める。</p> <p>(1) <u>ため池の緒元、施設の構造、下流の状況等について</u>明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告する。</p> <p>(2) <u>必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。</u></p> <p>(3) <u>ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。</u></p> <p>第28節 農林水産物災害予防計画</p> <p>地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。</p> <p>そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設等の安全性の確保等を推進する。</p> <p>1 農水産物災害予防計画</p> <p>(1) <u>農業改良普及センター</u>及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防対策の周知徹底を図る。</p> <p>(2) 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を推進し、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限度にするための安全対策を指導する。</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。</p> <p>(2) 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において<u>安全パトロールを実施する。</u></p>

新	旧
<p>第12節 孤立地域対策活動</p> <p>地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施 2 緊急物資等の輸送 3 道路の応急復旧による生活の確保 <p>の優先順位をもって当たる。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第13節「孤立地域対策活動」のとおりとする。</p> <p>第13節 食料品等の調達供給活動</p> <p>地震災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。</p> <p>また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」のとおりとする。</p> <p>第14節 飲料水の調達供給活動</p> <p>地震災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。</p> <p>なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第15節「飲料水の調達供給活動」のとおりとする。</p>	<p>第12節 孤立地域対策活動</p> <p>地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>市は、孤立地域への災害応急対策の実施に当たっては、常にこれを念頭に置き、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速な実施 2 緊急物資等の輸送 3 道路の応急復旧による生活の確保 <p>の優先順位をもって当たる。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第13節「孤立地域対策活動」のとおりとする。</p> <p>第13節 食料品等の調達供給活動</p> <p>地震災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。</p> <p>また、あらかじめ締結している応援協定等に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、日本赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」のとおりとする。</p> <p>第14節 飲料水の調達供給活動</p> <p>地震災害発生に際し、飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な飲料水の確保を図る。</p> <p>なお、市のみでは水の確保が困難な場合は、他市町村に応援給水を要請する。</p> <p>また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野県水道協議会の水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第15節「飲料水の調達供給活動」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>地震災害により住家が倒壊又は焼失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」のとおりとする。</p> <p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」のとおりとする。</p> <p>第17節 遺体の搜索及び対策等の活動</p> <p>地震災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第18節「遺体の搜索及び対策等の活動」のとおりとする。</p> <p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <p>地震災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。</p> <p>市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」のとおりとする。</p>	<p>第15節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>地震災害により住家が倒壊又は焼失等したため生活上必要な家財を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して衣料品及び生活必需品を給与又は貸与することによって災害時の民生安定を図る。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」のとおりとする。</p> <p>第16節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況等の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」のとおりとする。</p> <p>第17節 遺体の搜索及び対策等の活動</p> <p>地震災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。</p> <p>また、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第18節「遺体の搜索及び対策等の活動」のとおりとする。</p> <p>第18節 廃棄物の処理活動</p> <p>地震災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、市民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。</p> <p>市におけるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて、広域応援による処理を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>地震災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。具体的な対策については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」のとおりとする。</p> <p>第20節 危険物施設等応急活動</p> <p>大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。</p> <p>また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」のとおりとする。</p> <p>第21節 電気施設応急活動</p> <p>電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、地震時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、</p> <p>早期復旧による迅速な供給再開 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止</p> <p>を重点に応急対策を推進するものとする。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第22節「電気施設応急活動」のとおりとする。</p>	<p>第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動</p> <p>地震災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。具体的な対策については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」のとおりとする。</p> <p>第20節 危険物施設等応急活動</p> <p>大規模地震等発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、地震発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。</p> <p>また、関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」のとおりとする。</p> <p>第21節 電気施設応急活動</p> <p>電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、地震時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、</p> <p>早期復旧による迅速な供給再開 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止</p> <p>を重点に応急対策を推進するものとする。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第22節「電気施設応急活動」のとおりとする。</p>

新	旧
<p>第22節 上水道施設応急活動</p> <p>大規模地震災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。</p> <p>また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」のとおりとする。</p> <p>第23節 下水道施設等応急活動</p> <p><u>大規模地震が発生した場合は、下水道終末処理場、汚水管渠共に被害が発生するリスクが高い。</u>地震による被害が発生した場合は下水道BCPに基づき、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。具体的な対策については、第2編第2章第24節「下水道施設等応急活動」のとおりとする。</p> <p>第24節 通信・放送施設応急活動</p> <p>地震災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。具体的な対策については、第2編第2章第25節「通信・放送施設応急活動」のとおりとする。</p> <p>第25節 鉄道施設応急活動</p> <p>地震が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p> <p><u>さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第22節 上水道施設応急活動</p> <p>大規模地震災害等により、長期間の断水となることは市民生活に重大な影響を与えるため、応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、水道施設の計画的な復旧作業を行い、取水、導水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。</p> <p>また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなどの早期応急復旧のための手段を講ずる。具体的な対策については、第2編第2章第23節「上水道施設応急活動」のとおりとする。</p> <p>第23節 下水道施設等応急活動</p> <p>下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、地震等の災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。</p> <p>このため、地震による被害が発生した場合は、<u>定めた</u>下水道BCPに基づき、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>具体的な対策については、第2編第2章第24節「下水道施設等応急活動」のとおりとする。</p> <p>第24節 通信・放送施設応急活動</p> <p>地震災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。関連機関は、通信・放送の復旧に全力を挙げ、不通の間は補完的な通信手段の確保に努める。具体的な対策については、第2編第2章第25節「通信・放送施設応急活動」のとおりとする。</p> <p>第25節 鉄道施設応急活動</p> <p>地震が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市は関係機関と密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。</p> <p>このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。</p> <p>また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。</p>

新	旧
<p>ア 危険物施設の緊急使用停止命令等 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。</p> <p>イ 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。</p> <p>ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。</p> <p>(2) 毒物劇物関係</p> <p>ア 避難誘導措置等 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。</p> <p>イ 災害発生時等における連絡 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする</p> <p>(3) その他 高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。</p> <p>3 河川施設の二次災害防止対策</p> <p>(1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。</p> <p>(3) 災害防止のため、応急工事を実施する。</p> <p>(4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。</p> <p>(5) 必要に応じて、水防活動を実施する。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p> <p>(2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必用に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。</p>	<p>ア 危険物施設の緊急使用停止命令等 災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。</p> <p>イ 災害発生時等における連絡 危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における適切な応急措置を実施するとともに、緊急時の連絡体制を確立する。</p> <p>ウ 危険物施設の管理者等に対する指導 危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、危険物施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物施設の管理者等に対して指導する。</p> <p>(2) 毒物劇物関係</p> <p>ア 避難誘導措置等 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。</p> <p>イ 災害発生時等における連絡 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする</p> <p>(3) その他 高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害の防止活動については、岳北消防本部と協力して、関係機関等に対して指導を徹底する。</p> <p>3 河川施設の二次災害防止対策</p> <p>(1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。</p> <p>(2) その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。</p> <p>(3) 災害防止のため、応急工事を実施する。</p> <p>(4) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。</p> <p>(5) 必要に応じて、水防活動を実施する。</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策</p> <p>(1) 県建設部が行う緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。</p> <p>(2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必用に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。</p>

新	旧
<p>第32節 ため池災害応急活動</p> <p>地震発生に伴う、ため池決壊の被害を軽減するため、地震発生後の緊急点検を行い、結果及び被害が生じた場合の状況を、速やかに県及び関係機関へ報告を行う。また、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所に避難させ、被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。</p> <p>第33節 農林水産物災害応急活動</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。</p> <p>また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告する。</p> <p>(2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。</p> <p>2 林産物災害応急対策</p> <p>被災状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。</p>	<p>第32節 ため池災害応急活動</p> <p>地震発生に伴う、ため池決壊の被害を軽減するため、地震発生後の緊急点検を行い、結果及び被害が生じた場合の状況を、速やかに県及び関係機関へ報告を行う。また、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、人命を守るため、ため池下流の市民を安全な場所に避難させ、被害を拡大させないように早急に応急工事を実施する。</p> <p>第33節 農林水産物災害応急活動</p> <p>被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための倒木等の除去を行う。</p> <p>また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。</p> <p>1 農水産物災害応急対策</p> <p>(1) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を北信地域振興局に報告する。</p> <p>(2) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農業改良普及センター、農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。</p> <p>2 林産物災害応急対策</p> <p>被災状況を調査し、その結果を北信地域振興局に速やかに報告するとともに、応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。</p>